

中止事業等一覧

中止事業(190事業)

1:公共事業の抜本の見直しに係る事業

事業区分	事業名	理由	
河川事業 (都市基盤整備公団)	角田川防災調節池事業 【千葉県】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
河川事業 (補助)	一の谷川基幹河川改修事業 【香川県】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	蚊沼川(上流)改修事業 【群馬県】	本事業は現在休止中の事業であるが、事業制度そのものがH13年度に廃止されることから、H13年度に事業を再開しても整備効果が見込めないため国庫補助は中止する。	1
	滑津川広域一般河川改修 【福島県】	区画整理事業との計画調整に時間を要するため事業を中止する。	1
	岩屋谷川局部改良 【徳島県】	本事業は現在休止中の事業であるが、事業制度そのものがH13年度に廃止されることから、H13年度に事業を再開しても整備効果が見込めないため国庫補助は中止する。	1
	岩倉川局部改良事業 【鳥取県】	これまでの整備によって人家連たん地は完成しており、治水上緊急性が低くなったため事業を中止する。	1
	吉野川局部改良事業 【広島県】	今後の宅地化を前提とした事業計画を策定し総合的な治水対策を検討することが必要となったため事業を中止する。	1
	久万川高潮事業 【高知県】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	境川局部改良事業 【島根県】	道路橋、鉄道橋との調整に相当な時間を要するため事業を中止する。	1
	九頭竜川(中島上流)局部改良 【福井県】	これまでの整備によって概ね治水効果が発現しているため事業を中止する。	1
	狐川広域基幹河川改修 【福井県】	鉄道橋との調整に相当な時間を要するため事業を中止する。	1
	荒久沢川一般河川改修事業 【群馬県】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	黒川局部改良事業 【大分県】	本事業は5年未着手の事業であるが、事業制度そのものがH13年度に廃止されることから、H13年度に事業を再開しても整備効果が見込めないため国庫補助は中止する。	1
	黒谷川広域基幹河川改修 【徳島県】	これまでの整備によって概ね流下能力が確保され緊急的な整備の必要性は低いいため、国庫補助を中止する。	1
	山田川準用河川改修事業 【兵庫県】	用地交渉が難航しており当面事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
	室津川局部改良 【高知県】	必要用地に対して、理解が得られないため、また、これまでの整備によって流下能力が概ね確保できているため事業を中止する。	1
	新川川高潮事業 【高知県】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	水谷調節池総合治水対策特定治水事業 【埼玉県】	一体的に行う土地区画整理事業が進んでいない状況にあり、当面事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1

事業区分	事業名	理由	
河川事業 (補助)	晴気川広域基幹河川改修 【佐賀県】	今後も地元関係者との調整の難航が予想されるため、事業を円滑に推進するには、流域住民の合意形成を優先させるべきであり、河川整備計画が策定されるまで、国庫補助を中止する。	1
	清水川準用河川改修事業 【山口県】	用地交渉が難航しており当面事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
	赤根川局部改良 【福井県】	地元関係者との調整が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	大谷川広域一般河川改修 【徳島県】	これまでの整備によって概ね流下能力が確保され緊急的な整備の必要性は低いいため、国庫補助を中止する。	1
	竹島川広域一般河川改修 【高知県】	放水路吐口の計画に地元了解が得られず、計画の見直しが必要となったため事業を中止する。	1
	鳥羽川局部改良 【福井県】	本事業は現在休止中の事業であるが、事業制度そのものがH13年度に廃止されることから、H13年度に事業を再開しても整備効果が見込めないため国庫補助は中止する。	1
	東川都市基盤河川改修 【兵庫県】	構想中の導水事業との調整に時間を要しており、当面事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
	南の谷川局部改良事業 【高知県】	環境保全対策等の計画に対して地元の理解が得られず、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	馬橋川局部改良事業 【山形県】	これまでの整備によって特に防災上問題ないと思われる、また、改修により文化財的家屋の重要性が損なわれる恐れがあるため事業を中止する。	1
	穂高川広域基幹河川改修 【長野県】	これまでの整備によって河道断面は確保され、緊急的な整備の必要性は低いため事業を中止する。	1
矢谷川基幹河川改修事業 【島根県】	背後地の土地利用状況と整合を図った計画に見直す必要があるため事業を中止する。	1	
ダム事業 (直轄)	印旛沼総合開発 【千葉県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、水質浄化・治水対策については別途検討する。	1
	江戸川総合開発 【東京都】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、江戸川水閘門の改築については別途検討する。	1
	荒川第2調節池総合開発 【埼玉県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	1
	高遊原地下浸透ダム 【熊本県】	地下水流動調査の結果を早期に得ることは困難であり、本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	1
	細川内ダム 【徳島県】	厳しい地元情勢を踏まえると事業の継続は困難であり、本事業は中止し、那賀川の治水・利水対策については別途検討する。	1
	川古ダム 【群馬県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、治水対策、相俣ダムの環境対策については別途検討する。	1
	猪牟田ダム 【大分県】	地質等調査の結果を早期に得ることは困難であるため本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	1
	木曾川導水 【愛知県】	早期の関係者間の合意が困難なことから、本事業は中止し、治水対策・浄化対策については別途検討する。	1

事業区分	事業名	理由	
ダム事業 (直轄)	矢作川河口堰 【愛知県】	利水予定者が事業参画を取り下げており、本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	1
	矢田ダム 【大分県】	当該事業の中止を前提とした大野川水系河川整備計画を策定し、事業を中止する。	1
ダム事業 (直轄・水資源開発公団)	大谷川分水(思川開発の一部) 【栃木県】	大谷川分水については地元調整が難航しているため中止する。	1
	平川ダム 【群馬県】	利水予定者から早期の事業参画の意思表示がないため本事業は中止し、治水対策については別途検討する。	1
ダム事業 (補助)	アザガ生活貯水池 【沖縄県】	利水計画が確定せず、また地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止する。	1
	芦川ダム 【山梨県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。	1
	羽茂川ダム 【新潟県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため、事業を中止する。	1
	寒田ダム 【福岡県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。	1
	関川ダム 【広島県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については河川改修によることとする。	1
	久慈川ダム 【福島県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止する。	1
	桂畑生活貯水池 【三重県】	利水者が事業に不参加の意向となり、また、地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止する。	1
	轟ダム 【長崎県】	利水者が事業に不参加の意向となり、地質調査の結果他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
	黒沢生活貯水池 【岩手県】	利水者が事業に不参加の意向となり、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
	山神生活貯水池再開発 【福岡県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。	1
	手洗生活貯水池 【宮崎県】	利水予定者が事業の不参加を決定し、地質調査の結果他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
	緒川ダム 【茨城県】	利水者の一部が不参加となり、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
	小森川ダム 【埼玉県】	地質調査の結果、他の治水代替案が経済的に有利となり、利水についても見直す必要があるため事業を中止する。	1
	松倉ダム 【北海道】	利水者が事業に不参加の意向であり、治水対策については計画を見直す必要があるため事業を中止す	1
	新月ダム 【宮城県】	大川治水利水検討委員会での意見具申を踏まえ、治水として他の案で検討することとなったため、補助を中止する。	1
	正善寺生活貯水池再開発 【新潟県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため、事業を中止する。	1
赤木生活貯水池 【熊本県】	地質調査の結果、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1	
多治川ダム 【香川県】	水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムの必要性がなくなり、国庫補助を中止する。	1	
大村川生活貯水池 【三重県】	利水者が事業に不参加の意向となり、また、地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止する。	1	

事業区分	事業名	理由	
ダム事業 (補助)	大仏ダム 【長野県】	水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムとしての必要性がなくなり、事業を中止する。	1
	大野ダム 【埼玉県】	当面事業の進捗が見込めなく、県も補助申請を中止する意向であるため国庫補助を中止する。	1
	丹南生活貯水池 【兵庫県】	利水予定者が事業の不参加を決定し、また、地質調査の結果他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
	池川生活貯水池 【富山県】	今後河川整備計画を策定する予定であり、それまでの間、国庫補助を中止する。	1
	竹尾生活貯水池 【山口県】	地質調査の結果、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
	中野川生活貯水池 【新潟県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため、事業を中止する。	1
	長木ダム 【秋田県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止し、利水についても、今後代替案を検討する。	1
	追原ダム 【千葉県】	利水の需要が見込めず、事業の進捗が図れないため事業を中止し、治水対策については別途検討する。	1
	渡嘉敷生活貯水池 【沖縄県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止する。	1
	白水ダム 【沖縄県】	地質調査の結果、治水計画の見直しが必要となったため事業を中止する。	1
	飛鳥ダム 【奈良県】	明日香村の風土・景観を保全する観点から、今後の治水対策は河川改修によることが妥当であるため事業を中止する。	1
	片貝川ダム 【富山県】	今後、中止を前提とした河川整備基本方針・河川整備計画を策定するため国庫補助を中止する。	1
	北松野生活貯水池 【静岡県】	利水者が事業の不参加を決定し、治水については河川改修で進めるため事業を中止する。	1
	北本内ダム 【岩手県】	利水者が事業に不参加の意向となり、また地質調査の結果、他の治水代替案が経済的に有利となるため事業を中止する。	1
木屋川ダム 【山口県】	水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムの必要性がなくなり、国庫補助を中止する。	1	
中部ダム 【鳥取県】	利水者の需要が見込めず、また地質調査の結果、他の治水代替案(河川改修)が経済的に有利となるため事業を中止する。	1	
砂防等事業 (補助)	三里急傾斜地崩壊対策事業 【高知県】	地元関係者の理解が得られないため事業を中止する。	1
	山城谷川通常砂防事業 【京都府】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
海岸事業 (補助)	羽田海岸侵食対策事業 【大分県】	当海岸で行われていた観光地引き網の実施と保全施設の整備について調整が必要であるため事業を中止する。	1
	窪田海岸侵食対策事業 【新潟県】	事業の進捗により砂浜が回復し、緩傾斜護岸整備の必要性がなくなったため事業を中止する。	1
	出水海岸高潮対策事業 【鹿児島県】	漁港との事業調整が必要であり当面事業の進捗が見込めないため事業を中止する。	1
	博多港海岸西戸崎地区高潮対策事業 【福岡県】	地元地権者との調整がつかず、5年未着工となっていたが、その後海浜状況の変化に伴い、高潮対策の必要性について再検討を行った結果、一旦事業を中止し、海浜の安定状況を確認することとしたもの。	1

事業区分	事業名	理由	
道路 街路事業 (直轄)	58号沖縄西海岸道路 那覇北道路 【沖縄県】	都市計画決定の前提となる港湾計画の改訂の目途がたたないため事業を中止する。	1
	一般国道21号垂井拡幅 【岐阜県】	現道拡幅のための補償に対する地元協力が得られず、計画の見直しが必要であるため事業を中止する。	1
	一般国道2号吉見局改 【山口県】	ルートについて地元と計画調整を進めてきたが、理解が得られず、計画の見直しが必要であるため事業を中止する。	1
道路 街路事業 (補助)	一般国道42号柏野改良 【三重県】	ルートについて地元と計画調整を進めてきたが、理解が得られず計画の見直しが必要であるため事業を中止する。	1
	一般国道9号 恩志局改 【鳥取県】	現道拡幅のための補償に対する地元協力が得られず、計画の見直しが必要であるため事業を中止する。	1
	一般道道 上遠別霧立線 (築炭道路) 【北海道】	多数の地滑り区間を通過することが事業着手後の調査で明らかになり、計画ルート的大幅な見直しを含めたルート・工法等の詳細な再検討が必要なため事業を中止する。	1
	一般国道299号上野～中里バイパス 【群馬県】	代替地、共有地問題、事業に対する反対があり地元調整が難航しているため事業を中止する。	1
	一般国道155号春日井～小牧バイパス 【愛知県】	事業は必要であるが、用地補償に対する地元協力が得られないこと、及び同時施行である区画整理事業の目途が立っていないため事業を中止する。	1
	放射第19号線 【東京都】	京浜急行空港線立体化の進捗を踏まえて事業執行を図る必要があるが、立体化には当面時間を要する見込みであるため事業を中止する。	1
	沼津南一色線 【静岡県】	関連する鉄道車両基地の用地取得の進捗を踏まえて事業執行を図る必要があるが、その用地取得に当面時間を要する見込みであるため国庫補助を中止す	1
都島阿倍野線 【大阪府】	関連する連続立体交差事業等の計画と調整を行いながら原案の構造の見直しを行う必要があるため、現在の計画での事業を中止する。	1	
土地区画整理事業 (補助)	下成田土地区画整理事業 【福島県】	平成11年度再評価において、事業実施が困難であると判断され休止としたが、その後事業主体である組合も解散したため事業を中止する。	1
	河原 【兵庫県】	平成13年度以降の執行可能な事業量が少なく、補助事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
	新川崎 【神奈川県】	一部継続する区域においては、事業認可にむけて具体的な手続を本年度中に実施することから、事業補助を継続する(都市計画決定に向け、11月27日から環境アセスメントの縦覧の開始し、平成13年度は換地設計を実施する予定)。	1
	東和歌山第2 【和歌山県】	平成13年度以降の執行可能な事業量が少なく、補助事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
市街地再開発事業 (補助)	花京院一丁目第四地区市街地再開発事業 【宮城県】	保留床処分計画の難航等により、平成13年度中の事業計画決定あるいは用地取得の見通しが立たないため国庫補助を中止する。	1
	勝田駅東口地区市街地再開発事業 【茨城県】	保留床処分計画の難航等により、平成13年度中の事業計画決定あるいは用地取得の見通しが立たないため国庫補助を中止する。	1
	上本町駅前地区市街地再開発事業 【大阪府】	資金計画の見直しやデベロッパーの選定等課題処理のため、事業化までに時間を要するため国庫補助を中止する。	1
	新川一丁目地区市街地再開発事業 【東京都】	経済情勢の変化により保留床処分の見通しが立たなくなるなど、現在の計画で事業実施することが困難であるため事業を中止する。	1
	大宮駅東口地区市街地再開発事業 【埼玉県】	一部権利者の反対等により、大宮市において平成14年度末まで事業休止とした上で、その間に事業の再構築を図ることとしているため国庫補助を中止する。	1

事業区分	事業名	理由	
市街地再開発事業 (補助)	牧志 安里地区市街地再開発事業 【沖縄県】	保留床処分計画の難航等により、平成13年度中の事業計画決定あるいは用地取得の見通しが立たないため国庫補助を中止する。	1
	蕨駅西口地区市街地再開発事業 【埼玉県】	保留床処分計画の難航等により、平成13年度中の事業計画決定あるいは用地取得の見通しが立たないため国庫補助を中止する。	1
	小松駅前 A地区市街地再開発事業 【石川県】	経済情勢の悪化等により、権利者の事業参画意欲の低下を招き、かつ事業計画の立案が困難な状況であることから、事業を中止する。	
港湾整備事業、港湾環境整備事業 (直轄)	苫小牧港東水路地区多目的国際ターミナル 【北海道】	港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
	清水港折戸地区多目的国際ターミナル 【静岡県】	現在整備中の港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
	北九州港白野江地区国際海上コンテナターミナル 【福岡県】	漁業補償解決の目途がたたないため。	1
	博多港中央埠頭地区旅客船ターミナル 【福岡県】	現在整備中の港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため	1
	長崎港小江地区防波堤の整備 【長崎県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	函館港万代中央地区既存施設改良 【北海道】	港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
	稚内港末広埠頭地区多目的国際ターミナル 【北海道】	港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
	余市港本港地区地域生活基盤 【北海道】	漁業補償解決の目途がたたないため。	1
	千葉港千葉北部地区レクリエーション拠点 【千葉県】	経済社会情勢の変化により背後進出企業未定のため。	1
	港湾整備事業、港湾環境整備事業 (補助)	川尻港西港地区航路(-3.5m)等 【広島県】	砂・砂利の採取規制により当該施設の必要性が不透明となったため。
両津港夷地区国内物流ターミナル 【新潟県】		用地補償解決の目途がたたないため。	1
直江津港南埠頭地区地域生活基盤 【新潟県】		当該施設整備に伴う港内調整に時間を要するため。	1
三河港神野埠頭地区地域生活基盤 【愛知県】		現在整備中の港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
岡山港正儀地区廃棄物海面処分場 【岡山県】		漁業補償解決の目途がたたないため。	1
松山港今出地区廃棄物海面処分場 【愛媛県】		漁業補償解決の目途がたたないため。	1
あしずり港越地区国内物流ターミナル 【高知県】		需要動向を見極める必要があると判断したため。	1
北九州港日明地区国内物流ターミナル 【福岡県】		需要動向を見極める必要があると判断したため。	1

事業区分	事業名	理由	
港湾整備事業、港湾環境整備事業 (補助)	北九州港新門司地区緑地 【福岡県】	経済社会情勢の動向を見極める必要があると判断したため。	1
	伊美港古町地区地域交通拠点 【大分県】	需要動向を見極める必要があると判断したため。	1
	高田港呉崎地区緑地 【大分県】	環境問題により地元調整に時間を要するため。	1
	大分港住吉地区廃棄物海面処分場 【大分県】	環境問題により地元調整に時間を要するため。	1
	臼杵港諏訪地区緑地 【大分県】	環境問題により地元調整に時間を要するため。	1
	臼杵港諏訪地区緑地 【大分県】	環境問題により地元調整に時間を要するため。	1
	茂木港茂木地区地域生活基盤 【長崎県】	需要動向を見極める必要があると判断したため。	1
	三角港戸馳地区地域生活基盤 【熊本県】	現在整備中の港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
	本渡港志柿地区国内物流ターミナル 【熊本県】	漁業補償解決の目途がたたないため。	1
	本渡港本渡地区廃棄物海面処分場 【熊本県】	漁業補償解決の目途がたたないため。	1
	宮崎港外港地区旅客船ターミナル 【宮崎県】	定期旅客船就航の目途がたたないため。	1
	千葉港千葉北部地区旅客船ターミナル 【千葉県】	経済社会情勢の変化により背後進出企業未定のため。	1
	宇久須港宇久須地区国内物流ターミナル 【静岡県】	港内他施設の整備にはなお時間を要すると判断したため。	1
	大井川港大井川地区国内物流ターミナル 【静岡県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	泉港泉地区地域生活基盤 【愛知県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	的矢港畔蛸地区地域生活基盤 【三重県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	二木島港二木島地区地域生活基盤 【三重県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	五ヶ所港船越地区地域生活基盤 【三重県】	漁業補償解決の目途がたたないため。	1
津居山港気比地区旅客船ターミナル 【兵庫県】	地元調整に時間を要するため。	1	
洲本港洲本地区旅客船ターミナル 【兵庫県】	経済社会情勢の変化により船社未定のため。	1	

事業区分	事業名	理由	
港湾整備事業、港湾環境整備事業 (補助)	瀬戸田港中野地区地域交通拠点 【広島県】	本四架橋開通に伴う動向を見極める必要があると判断したため。	1
	重栖港御崎地区地域生活基盤 【島根県】	一部の施設について地元調整に時間を要するため。	1
	温泉津港温泉津地区国内物流ターミナル 【島根県】	利用者との調整にはなお時間を要すると判断したため。	1
	粟津港里浦地区国内物流ターミナル 【徳島県】	地元調整に時間を要するため。	1
	宿毛湾港池島地区国内物流ターミナル 【高知県】	経済社会情勢の変化により背後進出企業未定のため。	1
	三崎港三崎地区旅客船ターミナル 【高知県】	経済社会情勢の変化により利用者未定のため。	1
	北九州港新門司地区緑地 【福岡県】	経済社会情勢の動向を見極める必要があると判断したため。	1
	臼杵港諏訪地区マリナー 【大分県】	環境問題により地元調整に時間を要するため。	1
	国東港田深地区国内物流ターミナル、鶴川地区地域生活基盤 【大分県】	地元調整に時間を要するため。	1
	阿村港大瀬地区国内物流ターミナル 【熊本県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	宮之浦港宮之浦地区地域生活基盤 【鹿児島県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	指江港指江地区地域生活基盤 【鹿児島県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	七ツ山港七ツ山地区地域生活基盤 【鹿児島県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	請島港請阿室地区地域生活基盤 【鹿児島県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	大笠利港大笠利地区地域生活基盤 【鹿児島県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
	竹富東港竹富東地区地域生活基盤 【沖縄県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1
小浜港小浜地区地域生活基盤 【沖縄県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1	
船浦港上原地区地域生活基盤、船浦地区地域交通拠点 【沖縄県】	当面は現状にて対応可能と判断したため。	1	
空港整備事業 (補助)	福井空港 (2,000m) 【福井県】	用地問題から現段階における事業継続が困難なため。	1

事業区分	事業名	理由	
空港整備事業 (補助)	新石垣空港白保地区 (2,000m) 【沖縄県】	環境問題から白保地区の海域埋立による事業実施が困難なため。	1
都市 幹線鉄道整備事業 (補助)	千葉県営鉄道北千葉 線 本八幡～小室 (16.4km) 【千葉県】	千葉ニュータウン整備計画の縮小等のため。	1
住宅宅地関連公共施設整備 促進事業 (補助)	荒池緑地 (公園) (荒池 団地関連) 【愛知県】	住宅宅地事業が終了し、住宅宅地供給の観点から当該施設の整備を促進する必要がなくなったため事業を中止する。	1
	市道 1075号線 (道路) (大津湖西台団地関連) 【滋賀県】	補助の前提となる住宅宅地事業の進捗が当面見込めないため事業を中止する。	1
	米倉山汚水幹線 (公共 下水道) (米倉山ニュー タウン関連) 【山梨県】	補助の前提となる住宅宅地事業の進捗が当面見込めないため事業を中止する。	1
下水道事業 (補助)	河内町特定環境保全 公共下水道 【広島県】	処理区域内における開発計画の見通しが立たないことや、終末処理場の用地確保も困難であることから、今後計画の見直しを行うため事業を中止する。	1
	霞ヶ浦町公共下水道 【茨城県】	一部集落の住民の事業に対する同意が得られず、事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
	吉備町公共下水道 【和歌山県】	終末処理場周辺住民の反対により事業計画を見直すため国庫補助を中止する。	1
	興部町公共下水道 【北海道】	当面の必要な区域については完成しているが、残りの区域において宅地化が進む見通しがつかないため国庫補助を中止する。	1
	高崎市特定環境保全 公共下水道 【群馬県】	当面の必要な区域については完成しているが、残りの区域において宅地化が進む見通しがつかないため国庫補助を中止する。	1
	市川町特定環境保全 公共下水道 【兵庫県】	終末処理場周辺住民の同意が得られないため国庫補助を中止する。	1
	酒々井町特定環境保全 公共下水道 【千葉県】	市街地整備の計画との調整等の諸条件が整わないため国庫補助を中止する。	1
	修善寺町公共下水道 【静岡県】	当面事業の必要な区域については完成しているが、残りの区域において宅地化が進む見通しがつかないため国庫補助を中止する。	1
	諏訪市特定環境保全 公共下水道 【長野県】	未整備区域は開発計画のあった区域であり、現段階では開発の見込みがなく下水道事業を実施する必要がないため事業を中止する。	1
	瑞穂町公共下水道 【東京都】	市街地整備の計画との調整等の諸条件が整わないため国庫補助を中止する。	1
	川西町公共下水道 【奈良県】	当面の必要な区域については完成しているが、残りの区域において宅地化が進む見通しがつかないため国庫補助を中止する。	1
	草津町公共下水道 【群馬県】	残る区域は私道区間であり、地権者との調整がつかないため国庫補助を中止する。	1
	猪名川町公共下水道 【兵庫県】	残事業区域は開発予定地であることから、開発の動向を踏まえて再検討が必要であるため国庫補助を中止する。	1
	天瀬町特定環境保全 公共下水道 【大分県】	終末処理場周辺住民の反対により、事業実施の目処が立たず、今後諸条件の整理を行うため事業を中止する。	1
比布町特定環境保全 公共下水道 【北海道】	当面の必要な区域については完成しているが、残りの区域において宅地化が進む見通しがつかないため国庫補助を中止する。	1	

事業区分	事業名	理由	
下水道事業 (補助)	尾鷲市公共下水道 【三重県】	終末処理場周辺住民の反対により、事業実施の目処が立たず、今後計画の見直しを行うため事業を中止する。	1
都市公園事業 (補助)	こども動物自然公園 【埼玉県】	自然環境への配慮等から計画内容を見直す必要が生じ、当面補助の対象となる事業の進捗が見込めないため国庫補助を中止する。	1
	境川緑地 【大分県】	土地利用の状況等を踏まえ、公園整備計画を見直す必要が生じたため事業を中止する。	1
	幸公園(第2期地区) 【愛知県】	隣接する市街地整備との調整から、事業進捗の目途が立たないため事業を中止する。	1
	大原公園 【大分県】	市民の要望を踏まえ、公園計画を見直す必要が生じたため事業を中止する。	1
	南予レクリエーション都市 【愛媛県】	レクリエーション需要の動向等を踏まえ、事業内容の見直しを行う必要が生じたため事業を中止する。(県においては別途検討委員会を設置し見直し作業中である。)	1
都市基盤整備公団事業 (都市基盤整備公団)	みなとみらい21中央地区28街区(都市機能高度化促進事業) 【神奈川県】	開発規模に見合うテナントの確保にいたらず、当面の事業着手の見通しが立たないため事業を中止する。	1
	新川崎(再掲) 【神奈川県】	一部継続する区域においては、事業認可にむけて具体的な手続を本年度中に実施することから、事業補助を継続する(都市計画決定に向け、11月27日から環境アセスメントの縦覧の開始し、平成13年度は換地設計を実施する予定)。	1
	角田川防災調節池事業(再掲) 【千葉県】	用地交渉が難航しており、当面事業の進捗が見込まれないため事業を中止する。	1
	土浦駅前北(市街地再開発事業) 【茨城県】	経済情勢の変化等により保留床処分の見通しが立たず、事業の継続ができないため、事業を中止する。	1
	喜多土地区画整理事業 【岐阜県】	隣接する集落居住者の一部の開発反対により、造成工事の実施に必要な保安林解除手続きが進まないため事業を中止する。	1

事業の見直し(2事業)

事業区分	事業名	見直しの概要
市街地再開発事業 (補助)	水島駅前第3街区地区市街地再開発事業 【岡山県】	経済情勢の変化を踏まえ、当初の事業計画より施設規模を縮小し、事業を完了させる。
港湾整備事業 (補助)	家島港家島地区国内物流ターミナル 【兵庫県】	係留施設の必要性はあるが、背後造成地の有効利用が見込めないことから、係留施設のみの事業に変更する。